

京都市社会福祉審議会市民公募委員選考要領

1 目的

この要領は、京都市社会福祉審議会委員委嘱要綱第 2 条第 8 号に掲げる市民代表の選考について、その手続及び基準を規定することにより、公正かつ合理的な選考を図ることを目的とする。

2 手続

手続は次の手順で行うものとする。

- (1) 募集の周知
- (2) 応募受付
- (3) 書類審査・選考
- (4) 応募者への通知

3 応募受付

郵送等により受け付けるものとする。受付けた書類は、応募者に返却しない。

4 提出書類

応募者には、応募用紙及び設定した課題に関する小論文の提出を求める。
応募用紙の様式、設定する課題は、募集の都度、保健福祉局長が定める。

5 選考方法

選考は、応募に際して提出された小論文の内容により行い、必要に応じて、保健福祉局長が指名する者による面接を行う。

6 選考に当たる者

選考は保健福祉局長の他、京都市社会福祉審議会委嘱予定者のうち、保健福祉局長が指名する者が行う。

7 選考基準

小論文の内容において、次の各号に掲げる観点を審査し、その優劣によって行う。

- (1) 課題に沿った内容であるかどうか。
- (2) 述べられている内容に具体性があるかどうか。
- (3) 公正な考え方に立ち、委員としてふさわしい内容であるかどうか。

8 応募者への通知

- (1) 選考結果は、文書で応募者全員に通知する。
- (2) 委員となった者の氏名の公表は、委員全員の公表時に、他の委員と合わせて行う。